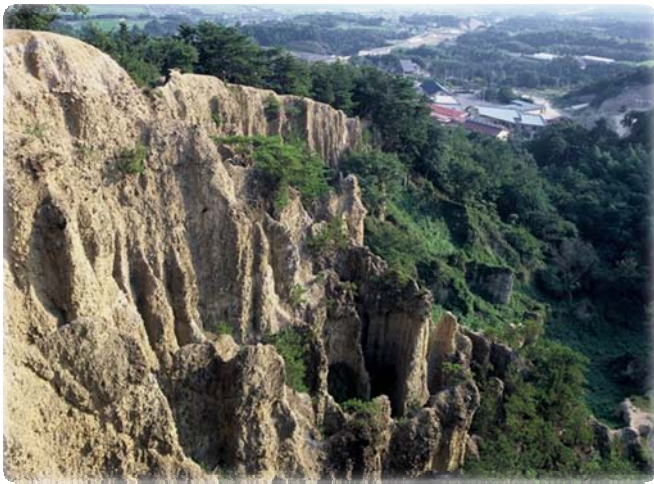




阿波市国土利用計画



平成24年3月

徳島県阿波市

目 次

前 文	1
第 1 市土の利用に関する基本構想	2
1 市土利用の基本方針	2
2 地域類型別の市土利用の基本方向	8
3 利用区分別の市土利用の基本方向	10
第 2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	14
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	14
2 地域別の概要	15
第 3 第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	17
1 公共の福祉の優先	17
2 国土利用計画法などの適切な運用	17
3 地域整備施策の推進	17
4 安全で安心な市土の形成	17
5 環境の保全と美しい市土の形成	18
6 土地利用の転換の適正化	20
7 土地の有効利用の促進	20
8 多様な主体の参画による市土の管理	22
9 市土に関する調査の推進	22
10 指標の活用	22

前 文

阿波市（以下「本市」という。）は、「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間・阿波市」を市の将来像と位置づけ、水と緑の豊かな自然環境と市民生活、産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を目指しています。

阿波市国土利用計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第8条の規定に基づき策定するもので、本市の区域における国土（以下「市土^{*1}」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものであり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び徳島県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「県計画」という。）を基本とし、かつ、第1次阿波市総合計画（平成19年3月策定）の基本構想に即して策定するものです。

また、国土利用計画法第4条の国土利用計画を構成するものとなっています。

なお、本計画策定後、自然的条件及び社会的条件などの変化により計画と実績に相違が生じた場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成24年3月

^{*1} 市土…土地、水、自然などの市土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体のこと。具体的範囲としては、本計画においては、阿波市の全域をさす。

第1 市土の利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

(1) 基本理念

本市は、本計画策定に当たり、市民と行政が語り合い、知恵をしぼり、手を携えて行動を起こし、汗を流し、個性と魅力あふれる自立した阿波市を創りあげていくことを原則とし、次の3点を新しいまちづくりの基本理念とします。

協働

市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくります。

創造

本市ならではの特性・資源を生かし、個性的で魅力ある、誇りうる阿波市を創造します。

自立

地方分権時代の自主・自立のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めます。

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であります。

市土の利用に関しては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行います。

(2) 市土の特性

本市は、徳島県中央北部に位置し、市土面積は190.97km²で、四国三郎と呼ばれる大河「吉野川」の北岸に広がる“緑豊かな市”です。東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県に隣接しています。北部の県境には讃岐山脈が位置し、山々からは宮川内谷川、九頭宇谷川、日開谷川、大久保谷川、伊沢谷川が南に流れ、南向きの肥沃な扇状地を形成しています。南部には四国最大の一級河川「吉野川」がもたらした豊かな土壌に恵まれた平野が広がり、どちらも古くから農業の盛んな地域として知られており、徳島県を代表する高品質な農産物の基地として現在に至っています。



気候は、温暖で降雨量の比較的小さい瀬戸内式気候に属し、美しい山河と豊かな自然に恵まれています。天下の奇勝といわれる国指定の天然記念物「阿波の土柱」は、訪れる人を感嘆させる自慢の景色です。

また、市内には他に誇るべき長い歴史と豊かな文化が花開き、“お四国参り”で有名な「四国八十八箇所霊場」の四つの札所をはじめとする名所・旧跡が点在しています。

本市は古くから阿波の東西交通の要衝として栄えてきましたが、現在でも、東西方向に主要地方道鳴門池田線、南北方向に国道318号、主要地方道津田川島線・志度山川線などが走り、幹線道路網を形成しているほか、高速交通網として、四国縦貫自動車道（徳島自動車道）が横断し、土成インターチェンジ及び阿波パーキングエリアが設置されており、広域的な交通の要衝として重要な位置を占めています。

地質構造は、讃岐山脈南側の崖錐部^{*2}に日本を縦断（分断）する中央構造線があり、そ

*2 崖錐部…急斜面または崖の脚部につくられる半円錐状の堆積地形部のこと。

れに沿った中央構造線活断層系と呼ばれる活断層のうちの神田断層^{*3}、父尾断層^{*4}が本市を東西に走っています。

市土の人口分布は平野部のうち、主要地方道鳴門池田線沿線などに集中し、同県道沿いには大型商業施設が進出している一方で、中山間地域^{*5}などでは過疎化・高齢化が進行しています。

今後の市土の利用を計画するに当たっては、これらの特性を踏まえ、次のような基本的条件を考慮します。

(3) 市土利用をめぐる基本的条件

ア 市土の有効利用への要請

本市の人口（国勢調査結果より）は、総人口の減少に伴い、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。

また、65歳以上の高齢者の割合は増加しており、このような人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展が本市の健全な発展に影響を与えられと考えられます。

特に、国道318号や主要地方道鳴門池田線沿線など一部の利便性の高い地区へ公共施設や商業施設、住宅などが集積する一方で、それ以外の地区での人口減少が見通されます。過疎化や高齢化の進展、経済の低迷などに伴い低未利用地^{*6}が増加し、その中でも耕作放棄地^{*7}の増加は大きな問題となっており、土地利用の効率の低下などが懸念されています。

また、農用地^{*8}、森林などの自然的土地利用から他の用途への転換も減少傾向にありますが、依然として市内広域にわたり農地から宅地への転換など拡散型の土地利用がみられます。

したがって、長期的、広域的視点に立った本市としての一体的かつ均衡の取れた土地利用の推進が必要になります。

イ 安全で安心な市土への要請

近年、地球温暖化などによる気候変動により大型台風や集中豪雨などによる災害の

^{*3} 神田断層…上板町から阿波市土成町土成までの延長約9.5kmの断層である。活断層調査より、過去に少なくとも3回の活動が認められ、更にもう1回別な活動があった可能性もある。最新活動については、13世紀以後と推定される。慶長伏見地震と呼ばれる1596年の地震（M7.5）の際に活動したという指摘もある。

^{*4} 父尾断層…阿波市土成町浦池から美馬市脇町までの延長約22.5kmの断層。活断層調査より、最新の活動時期は16世紀後半と考えられ、慶長伏見地震（1596）の際に活動したという指摘がある。

^{*5} 中山間地域…「農林統計に用いる農業地域類型」に区分された中間農業地域と山間農業地域をさす。食料・農業・農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢などの地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（同法第35条第1項）」とされている。

^{*6} 低未利用地…土地利用がなされていない土地または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地のこと。

^{*7} 耕作放棄地…農林業センサスにいう、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、ここ数年の間に再び耕作をする考えのない土地のこと。

^{*8} 農用地…農業生産に利用される土地で、本計画では、農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地のこと。

増加・被害の甚大化、過疎化・高齢化に伴う地域社会の弱体化などがみられ、安全で安心な市土への要請が高まるとともに、土地利用の質的向上が求められています。

特に、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は国土に甚大な被害を及ぼしています。さらに、本市でも今後30年以内に60%程度の確率で発生するとされる南海地震^{*9}や東海地震^{*10}、東南海地震^{*11}と連動して発生する「三連動地震」の切迫性が高まっていることから、地震発生時に市民の生命財産を守り、災害の被害を最小限に留める対策が急がれています。

また、吉野川や中小河川でのダム貯水率が大幅に減少する異常渇水が頻発し、流域の農業・工業などへ影響を与えています。

ウ 低炭素社会^{*12}、循環型社会^{*13}、自然共生社会^{*14}への転換

水と緑の豊かな自然を有する本市は、自然環境・景観の保全はもとより、健康で快適な居住環境づくりやあらゆる環境課題に対し、環境施策を市民と協働して推進し、環境重視の特色あるまちづくりが求められています。

このため、森林整備効果によるCO₂の吸収や再生可能エネルギー^{*15}の活用促進など、循環と共生を重視した市土利用を基本とすることが重要となっています。

エ 良好な景観への要求や自然志向などの高まり

歴史的・文化的景観の保全、自然とのふれあいや心の豊かさなどに対する市民の意識も高まっており、このような中で、安全面や環境面も含め、人と自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある市土利用をさらに進めていくことが求められています。

オ 地域の土地利用への参加と地域を越えた土地利用相互の関連性

市民の価値観が多様化する中で、建物、道路、緑などを一連のものと捉えて快適性や安全性を考えるなど、個々の土地利用を横断的に捉えるべき状況がみられます。

^{*9} 南海地震…南海トラフ沿いの紀伊半島沖から四国沖を震源地として、およそ90～150年周期で発生する巨大地震。

^{*10} 東海地震…駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震。今後30年以内に87%(参考値)の確率で発生すると想定される。

^{*11} 東南海地震…南海トラフ東側の紀伊半島沖から遠州灘にかけての海域で約100年～150年周期で発生する海溝型地震。今後30年以内に70%程度の確率で発生すると想定される。

^{*12} 低炭素社会…生活の豊かさの実現と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会のこと。

^{*13} 循環型社会…廃棄物などの発生が抑制され、循環資源の循環的な利用が促進され、循環的な利用の行われぬものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り少ない社会のこと。

^{*14} 自然共生社会…生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

^{*15} 再生可能エネルギー…自然現象に由来し、極めて長期的にわたって枯渇しないエネルギー源。太陽光、風、流水・潮汐、地熱、バイオマスなど。

また、一般道路や高速道路などの整備推進により、人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、主要道路周辺への商業施設の進出や住居の移動に伴う既存集落での低未利用地の増加など、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられます。

さらに、地域間の交流・連携が進む中で、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられます。

すなわち、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとして捉えるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、地域の実情に応じた創意工夫ある取組の重要性が高まっています。

これらの状況に適切に対応するため柔軟な対応の下、次世代へ向けて能動的に市土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことが期待されます。

(4) 本計画の課題

これらの基本条件を踏まえ、本計画の課題は、限られた市土資源を前提として、持続可能な市土の管理と必要に応じた再利用を行うなど、その有効利用を図ることです。さらには、適切に維持管理を行い、市土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の質的向上を図ること、これらを含め市土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによって、より良い状態で市土を次世代へ引き継ぐことです。

これらの課題への対応に際しては、長期にわたる市内外の自然環境、社会・経済情勢の動向をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、市土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要となっています。

ア 市土の適正管理

本市は、少子高齢化が進む中、田園区域から主要地方道沿線へと人口と資本が集積する傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃化や管理放棄森林などの低未利用地が増加傾向にあります。

しかし、市土は、市民の生活や産業活動などのあらゆる活動の共通の基盤であり、限られた資源です。このため、土地を有効に利用するための適切な管理が求められています。

イ 市土利用の質的向上

市土利用の質的向上に関しては、市土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる市土利用、環境と共生のまちを目指した^{*16}市土利用、美しくゆとりある市土利用といった観点を基本とすることが重要です。

その際、これらの相互の関連性にも留意する必要があります。

^{*16} 環境と共生のまちを目指した…水と緑の豊かな自然と共生するまちとして、自然環境・景観の保全はもとより、あらゆる環境問題に対応した総合的な環境施策を市民と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視のまちを目指すこと。

● 安全で安心できる市土地利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえ、地域で災害に備える「共助」や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を基本とし、市土の安全性を総合的に高める必要があります。

- ・ 諸機能の適正な配置、防災拠点の整備
- ・ 被害拡大の防止や復旧・復興の備えとしてのオープンスペース^{*17}の確保
- ・ ライフライン^{*18}の整備・充実
- ・ 水系の管理、農用地の保全管理、森林の市土保全機能の向上

● 環境と共生のまちを目指した市土地利用

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会構築理念の下、自然の保全・再生・創出などを図り、自然のシステムにかなった、環境と共生を目指した市土地利用を進める必要があります。

- ・ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入
- ・ 人間活動と自然が調和した物質循環の維持
- ・ 流域における水循環と市土地利用の調和
- ・ 緑地・水面などの活用による環境負荷^{*19}の低減
- ・ エコロジカル・ネットワーク^{*20}の形成

● 美しくゆとりある市土地利用

美しくゆとりある市土地利用の観点では、人と自然の営みが調和し相互に作用して良好な状態にあることを、「市土の美しさ」と捉え、市民一人一人がそのように認識できる空間が必要です。そのため、安全で安心できる市土地利用、環境と共生のまちを目指した市土地利用も含め、地域が主体となりその質を総合的に高める必要があります。

- ・ 新庁舎・交流防災拠点施設を核とした中心拠点の形成
- ・ 市街地・住宅地における利便性、快適性の向上
- ・ 緑豊かな自然環境の整備・促進
- ・ 歴史的景観・文化的風土の保存
- ・ 地域の自然的・社会的特性を踏まえた個性ある景観の保全・形成

^{*17} オープンスペース…公園、道路、河川、立入り可能な空き地などのこと。

^{*18} ライフライン…「生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱」と定義されるものであり、①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報などの伝達機能を有しているなどの特徴を有している。

^{*19} 環境負荷…環境に与えるマイナスの影響を指すが、特に環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。(同法第2条第1項)」とされている。

^{*20} エコロジカル・ネットワーク…自然の保全・再生を図るための手段のひとつ。原生的な自然地域などの重要地域を核として、ラムサール条約などの国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁などを有機的につなぐもの。

ウ 市土地利用の総合的なマネジメント

市土地利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で市土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図ることが重要です。

同時に、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、市土地利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して市土地利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが必要です。

(5) 課題への対処

これらの課題への対処に当たっては、市民の参画・協働の下に多様かつ慎重に検討を重ねた上で、市民全体の合意形成を図るよう努めます。集落区域においては土地利用の効率化、農山村においては農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、市土の有効かつ適切な利用に配慮します。

さらに、国、県及び市による公的な役割の発揮、所有者などによる適切な管理に加え、市内外の住民などの多様な主体による森林づくりや農地の保全管理など直接的な市土管理への参加、地産地消や環境保全・緑化活動への募金など間接的に市土管理につながる取組により、市民一人一人が市土管理の一翼を担う動き、すなわち「市土の市民的経営」を促進していきます。

2 地域類型別の市土地利用の基本方向

市街地環境整備区域、集落定住区域、農業生産区域、森林保全区域の市土地利用の基本方向を以下に示します。

なお、地域類型別の市土地利用に当たっては、各地域類型を別個に捉えるだけでなく、各地域類型間の機能分担や交流・連携といった相互のつながりを双方向的に考慮する必要があります。

(1) 市街地環境整備区域

国道318号及び主要地方道鳴門池田線などの主要幹線道沿線をはじめとする、公共施設や商業施設、住宅などが集積する人口集中区域は、都市的施設^{*21}のさらなる整備を進めることで、利便性や安全性の向上、快適な住環境の確保と商業サービスの強化を促進します。

また、新たな本市の顔となる新庁舎を核とした中心拠点の形成を進め、市民の利便性

^{*21} 都市的施設…道路などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道などの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院などの医療福祉施設、団地などの住宅施設、火葬場、官公庁施設、流通業務団地などのこと。

の向上と魅力あるまちづくりに努めます。

(2) 集落定住区域

市街地環境整備区域以外の集落地域や住宅地については、生活道路の整備など生活環境・基盤整備を総合的に進めていくことで、農業環境と自然環境とが共生する快適でうるおいのある集落環境の創出を図り、定住の促進及び地域の活性化に努めます。

(3) 農業生産区域

食料供給地として大きな役割を果たしている農地については、農業生産基盤^{*22}の一層の整備を図り、優良農地^{*23}の活用、高度利用を進め、本市の基幹産業を支える生産性の高い農地として長期的に活用していくとともに、豊かな自然環境や美しい景観の提供、都市と農村との交流空間、市土の保全・防災などの多面的機能の十分な発揮に努めます。

その際、阿波市農業振興計画に基づき、地域特性に配慮し良好な生活環境を整備することで、健全な地域社会を築いていきます。

ア 農用地を主とする地域

生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図ります。

イ 中山間地域など農業生産効率が低い地域

農業生産効率の低さを補正するとともに、地域資源^{*24}の総合的な活用などによる農地の持つ多面的機能の発揮及び地域の活性化を踏まえた特色ある土地利用を図ります。

ウ 農地と宅地が混在する地域

地域住民の生活環境に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産環境の整備を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

(4) 森林保全区域

森林については、阿波市森林整備計画に基づき、将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林業生産基盤の充実や計画的な森林施業を促進していきます。同時に、市土の保全や水源のかん養、地球環境の保全などの森林の持つ多面

^{*22} 農業生産基盤…農業生産に必要な農用地、農業用排水施設、農道などの固定資本（土地に固定された施設の蓄積）のこと。

^{*23} 優良農地…一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。

^{*24} 地域資源…土地、水、自然などの市土資源を地域レベルで捉え直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物を加えたもの。

的機能の持続的発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進、森林空間の総合的利用に努めます。

また、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地などの自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、適正に保全・再生を行います。

その際、外来生物^{*25}の侵入や野生鳥獣被害の防止に努めるとともに、集落定住区域・農業生産区域との適切な関係の構築を図ります。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験や学習を通じて自然界のルールを知り、自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図ります。

3 利用区分別の市土利用の基本方向

利用区分別の市土利用の基本方向は、次のとおりとします。

なお、それぞれの利用区分を別個に捉えるだけでなく「心身共に健康で、安全・安心に生きがいを持って暮らすことができる阿波市」、「生活する上で、美しく気持ちよく過ごすことができる阿波市」、「明るく活気にあふれ、共に夢と希望を持つことができる阿波市」といった生活3空間の創造や相互の関連性に十分留意する必要があります。

(1) 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、将来にわたる食料の安定的供給を確保し、県内外への安全で安心な生鮮食料供給地としての本市の地位と役割の一層の強化を図ることを目標として、必要な農用地の確保と整備を進めます。

また、不断の良好な管理を通じて、市土保全などの農業の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境負荷の少ない農業生産を推進します。

中山間地域においては、農業生産活動を通じて農用地が市土保全などに果たす役割を踏まえ、耕作放棄地の発生防止と解消に努め、地域条件を活かした農業展開のため、生産基盤の整備・保全を図るとともに有害鳥獣の対策を推進します。

(2) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策^{*26}の着実な実施、森林資源の成熟化、木材の需給動向の変化などを踏まえ、将来世代が木材生産などの経済的機能をはじめとする森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を進めます。

また、農山村集落周辺の森林については、良好な生活環境を確保するために、積極的

^{*25} 外来生物…もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。

^{*26} 温室効果ガス吸収源対策…都市公園、道路緑地、河川・砂防緑地、港湾緑地、下水道処理施設内の緑地、公的賃貸住宅地内の緑地、官公庁施設敷地内の緑地などの整備を推進する。

に緑地としての保全及び整備を図るとともに、地域社会の活性化に加え多様な市民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、水害防止対策、用排水路の整備を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存施設の持続的な利用を図ります。

また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性や自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、集落における貴重なオープンスペースなど、多様な機能の維持・向上を推進します。

(4) 道路

一般道路については、地域間の交流・連携を促進する視点に立って、市土の有効利用を図るとともに、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存施設の持続的な利用を図ります。

一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性などの向上及び防災機能の整備や個性ある景観の形成、環境の保全に十分配慮し、生活環境の向上を図ります。

また、林道については、森林の適正な管理と林業の生産性向上を目的とし、自然環境の保全に十分配慮した上で、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存施設の持続的な利用を推進します。

(5) 住宅地

住宅地については、本市にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地環境整備区域形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストック^{*27}の質の向上を図るとともに、住宅周辺的生活関連施設^{*28}の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。

また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な市土利用に配慮します。

(6) 工業用地

工業用地については、企業の立地が地域経済の発展に大きく貢献し、市民所得の向上を図る上で重要なものであるとの認識の下、環境の保全などに配慮するとともに、情報化やグローバル化^{*29}の進展などに伴う産業の高付加価値化や構造変化、産業・物流イン

*27 住宅ストック…既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体のこと。

*28 生活関連施設…学校、病院、公民館、公園、図書館などの教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂などの消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設のこと。

*29 グローバル化…全世界的、地球規模的になること。人々の社会的、経済的な活動などが、国境を越え、世界的な規

フラ^{*30}の整備状況、地域産業活性化の動向、地域資源を重視した工場の立地動向を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図ります。

また、既存ストックの有効活用を行うことで、市土の有効かつ適切な利用に配慮するよう努めます。

(7) その他の宅地

その他の宅地については、市街地環境整備区域の土地利用の効率化、市街地環境整備区域内における教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

また、大型商業施設については、周辺の住宅地などへ広域的な影響を及ぼすことから、地域の合意形成や周辺の土地利用との調整を勘案するとともに、周辺の環境、景観との調和を踏まえた適正な立地を図ります。

(8) 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、官公署などの公用・公共用施設の用地については、市民生活上の重要性と市民のニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

特に新庁舎は、市民にとって利便性や親しみ易さを感じられる施設として本市の中心拠点となるため、交流防災拠点施設や給食センターなど周辺施設を含めた用地の確保を推進します。

(9) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、市民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、市民の健康増進への配慮や自然環境の保全を図りつつ、地域の個性や資源を活かした計画的な整備と有効利用を図ります。

特に宮川内ダム公園や金清自然公園はキャンプなどを通じて、うるおいのある水辺環境を体験できる公園として利用を図ります。

その際、余暇やスポーツを通じて、すべての市民が健康で活気にあふれた地域づくりに参加できるよう、森林、河川などの余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

(10) 低未利用地

低未利用地のうち、工場や事業所跡地などの低未利用地は、居住用地、事業用地の他、防災・自然再生のためのオープンスペースなどとしての活用を進めます。

模に拡大し、展開されること。

*30 産業・物流インフラ…産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設などの基盤のこと。

農山村の耕作放棄地は、所有者などによる適切な管理に加え、多様な主体の参画を促し、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて農用地以外への転換による有効利用を図ります。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は平成30年とし、基準年次は平成22年とします。

(2) 前提となる人口及び世帯数

市土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、平成30年において、それぞれおよそ36,000人、およそ13,300世帯になるものと想定します。

(3) 利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7つの地目別区分とします。

(4) 規模の目標を定める方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提とし、用地原単位^{*31}などを勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。

(5) 規模の目標

市土の利用に関する基本構想に基づく平成30年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとします。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

^{*31} 用地原単位…土地利用に関係した諸指標に対し、指標の単位規模当たりで必要な用地の量（面積）のこと。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

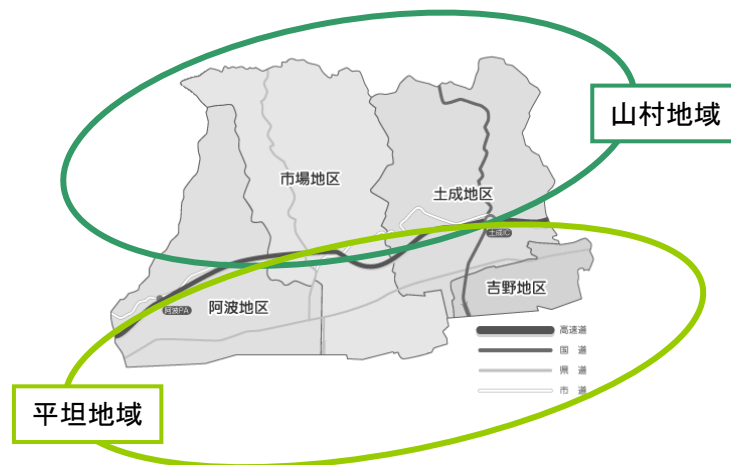
	平成22年 (h a)	平成30年 (h a)	構成比 (%)	
			平成22年	平成30年
農用地	4, 122	4, 038	21.6	21.1
農地	4, 112	4, 028	21.5	21.0
採草放牧地	10	10	0.1	0.1
森林	10, 073	10, 067	52.7	52.7
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	1, 613	1, 615	8.4	8.4
道路	623	661	3.3	3.5
宅地	1, 098	1, 140	5.8	6.0
住宅地	794	833	4.2	4.4
工業用地	56	57	0.3	0.3
その他の宅地	248	250	1.3	1.3
その他	1, 568	1, 576	8.2	8.3
合計	19, 097	19, 097	100.0	100.0

2 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの市土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から必要な基礎条件を整備し、市土全体の調和ある有効利用とともに環境保全が図られるよう適切に対処する必要があります。

(1) 地域区分

本市の地域区分は、地形や社会、経済の状況を考慮して、本市北部の山村地域と南部の平坦地域の2地域区分とします。



(2) 地域別の概要

ア 山村地域

本市北部に広がる山村地域は、自然に恵まれた緑輝く森林に包まれています。この地域は、森林が有する市土保全、水源かん養、環境保全などの多面的な機能を確保するため、阿波市森林整備計画に基づき、適切な森林整備を促進します。

また、本地域内に存する県立自然公園や国指定の天然記念物「阿波の土柱」、金清温泉などの自然的観光資源、遍路道や四国霊場などの歴史的観光資源を活かしつつ、自然環境保全に配慮した新たな観光・交流の場の創出に努めていきます。

イ 平坦地域

本市南部の平坦地域は、讃岐山脈の山裾から吉野川まで広がる平坦部で市街地環境整備区域とその他の区域で構成されます。

市街地環境整備区域は、本市の経済の中心として国道318号及び主要地方道鳴門池田線などの主要幹線道沿線に商業施設や住宅が集積しており、今後も利便性の向上や快適な住環境の確保を促進していきます。その他の区域は、集落定住区域や農業生産区域を含み、本市の基幹産業である農業の生産基盤を充実させ、生産性の高い農地として長期的に利用していくとともに、地域住民の生活環境や基盤整備を計画的に進めていきます。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりとなります。

これらの措置については、安全で安心できる市土利用、環境と共生のまちを目指した市土利用、美しくゆとりある市土利用などの視点を総合的に勘案した上で実施を図る必要があります。

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。

このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策の実施を図ります。

2 国土利用計画法などの適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法である都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの適切な運用により、また、全国計画、県計画及び本計画など土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保を図ります。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

3 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、市土の均衡ある発展を図るため、地域の特性を活かした地域整備施策を推進します。

また、事業の計画などの策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮します。

4 安全で安心な市土の形成

(1) 治水・防災対策、水資源の確保

市土の保全と安全性の確保のため、治水施設などの整備と流域内の土地利用との調和、地形など自然条件と土地利用配置との適合性、風水害及び地震への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、市土保全施設の整備を推進します。

特に、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測される南海地震や東海地震、東南海地震と連動して発生する「三連動地震」に備え、地震対策を最重要かつ緊急の課題として取り組む必要があるため、地域防災力の強化を図るとともに、建築物の耐震化の促進、土砂災害防止施設の補強・整備の促進、浸水予測図などの作成による住民への周知など総合的な対策を図ります。

また、渇水に備えるため、節水や水の有効利用の促進、安定した水資源の確保などの総合的な対策を推進します。

(2) 農地及び森林の適切な管理

阪神・淡路大震災以降、農地の持つ防災機能の発揮が期待されています。地震被害発生時の一時的避難場所、比較的人家が集中する集落内での延焼防止空間、台風や集中豪雨による一時的出水の流出調整池機能など、災害ごとに多面的な防災機能を備えています。

このような多面的防災機能を有する農地を適切に管理するため、阿波市農業振興計画の基本方針として、農用地の保全や多様な担い手の育成などの施策を効果的に講じていきます。

また、森林の持つ市土の保全、水源かん養機能と安全性の確保、生活環境の保全機能の向上を図るため、間伐をはじめとする森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設^{*32}の整備などを進め、森林の管理水準の向上を図ります。

その際、高性能林業機械^{*33}導入の推進や林道・作業道などの整備、県産材の利用及び生産、流通並びに加工段階における条件整備、林業の担い手の育成などを進めるとともに、森林管理への市民の理解と多様な主体の参加、森林施業の合理化、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備します。

(3) 安全性の向上

地域レベルにおける安全性を高めるため、集落地などにおいて、市土保全施設や地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの整備・充実、危険地域についての情報の周知などを図ります。

5 環境の保全と美しい市土の形成

(1) 低炭素社会の実現

温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指すため、再生可能エネルギーの導入や低炭素型物流体系の形成などの発生源対策、市街地環境整備区域における緑地などの効率的な配置や森林の整備などの吸収源対策の施策を講ずることにより、低炭素社会の実現に向けて適切な土地利用を図ります。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、

*32 治山施設…土砂崩壊や土砂流出、地すべりなどを防止するために設置される堰堤などの施設のこと。

*33 高性能林業機械…従来のチェーンソーや刈払機などの機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減など、性能が著しく高い林業機械のこと。

再生利用（リサイクル）のいわゆる「3R」を一層推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、適切な土地利用を図ります。

（３）生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、緑地帯の設置、倉庫、事業所などの適切な施設の誘導などにより土地利用の適正化を図ります。

また、住居系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

（４）水環境^{*34}の保全

農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、污水处理施設などの整備・促進、水辺地などの保全による河川の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用などを通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系^{*35}の確保を図ります。

特に、吉野川に流入する排水は、水質保全に資するよう、生活排水や工業排水などによる汚濁負荷と、集落・農地などの面源負荷^{*36}の削減を同時に進めるとともに、自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努めます。

また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努めます。

（５）自然環境の保全

水と緑の豊かな自然と共生するまちとして、環境重視の特色あるまちづくりを進めるため、自然環境の保全をはじめ、あらゆる環境問題への適切な対応など、市民、事業主、行政が一体となった環境施策を総合的に運用します。

また、県立自然公園の自然環境を市民と行政が一体となって適切に保全します。

（６）良好な景観などの保護

遍路道や門前町の町並み、四国霊場をはじめとする歴史的・文化的遺産の保存を行うとともに、文化財の保護などを促進します。

また、集落区域においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観、農山村においては棚田の保全など、二次的自然としての景観の維持・形成を図ります。

さらに、国指定の天然記念物「阿波の土柱」などの景観を市民と行政が一体となって保全し、次世代に引き継いでいきます。

^{*34} 水環境…水を中心に捉えた環境のこと。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

^{*35} 健全な水循環系…流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、共に確保されている状態。

^{*36} 面源負荷…汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりを持つ市街地、農地、森林などからの負荷のこと。

6 土地利用の転換の適正化

(1) 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、周辺に与える影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずることとします。

(2) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境などに及ぼす影響に留意し、宅地造成などの開発行為との調整を図りつつ、優良農用地が確保されるよう十分配慮します。

(3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林を合理的かつ計画的に維持・増大させること及び林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止、環境の保全などという森林の公益的機能の低下を防止することに配慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

(4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保に努めます。

7 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、県内外への生鮮食料供給地としての発展のため、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図ります。

また、利用度の低い農用地について、多様な主体による農業参入や、不作付地^{*37}の解消、裏作作付の積極的拡大など、有効利用を図るために必要な措置を講じます。

(2) 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行う

^{*37} 不作付地…農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地。

とともに、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

また、美しい景観や自然とのふれあい、保健休養・癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図ります。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を推進するとともに、地域の景観と一体となった水辺空間^{*38} や水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

(4) 道路

道路については、市内地域間の連携強化に配慮しながら幹線市道や身近な生活道路の整備を計画的に進めていきます。

また、交通の安全性と円滑化を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険箇所などの改良を図るとともに、的確な道路管理を推進します。

(5) 住宅地

住宅地については、近畿などの都市圏からの移住や若者の定住を促進し、自然と環境が共生する快適で安全・安心な居住環境の整備を推進するとともに、既存住宅地も含めた適切な開発指導と需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。

また、市営住宅については、阿波市営住宅ストック総合活用計画に基づき、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住まいづくりといった視点から建替えや改善などを計画的に進めます。

(6) 工業用地

工業用地については、情報化やグローバル化の進展などに伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、未分譲工業団地や工場・事業所跡地などの利用を計画的に進め、若者の定住と雇用促進に努めます。

その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。

(7) 低未利用地

低未利用地のうち、耕作放棄地については、市土の有効利用並びに市土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進します。

また、農用地以外で低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合

^{*38} 水辺空間…川辺、湖畔、海岸など水際の空間のこと。

には市土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、地域の実情に応じた適正な活用を促進します。

8 多様な主体の参画による市土の管理

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして市土の管理に参加することにより、市土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着や土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な市土利用に資する効果が期待できます。

このため、国や県、市による公的な役割、所有者などによる適切な管理に加え、森林づくり活動、棚田などをはじめとする農地の保全管理活動への参加、地産地消や県産材の利用の促進、低炭素社会の実現を目指すための協働の森づくり事業^{*39}などの緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、NPO法人（特定非営利活動法人）、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により市土の適切な管理に参画していく、市土の市民的経営の取組を推進します。

また、これまでの行政が主体となって担ってきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現するという「新しい公共」の制度への取組を推進します。

9 市土に関する調査の推進

市土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査^{*40}など市土に関する基礎的な調査を普及・推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

また、高齢化や不在村化の進展により森林や農地などにおいて境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備などの取組を推進します。

10 指標の活用

適切な市土の利用に資するため、計画の推進などに当たって、各種指標の活用を図ります。

^{*39} 協働の森づくり事業…企業や一般の家庭から排出するCO₂のうち、自身で削減できない部分を森づくりの分野で埋め合わせることをモデル的に実施する事業。

^{*40} 国土調査…①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行う調査のこと。国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。



阿波市国土利用計画

平成24年3月19日市議会議決

発行 阿波市総務部企画課
〒771-1792
徳島県阿波市阿波町東原173番地
TEL : 0883(35)4112
FAX : 0883(35)6753
<http://www.city.awa.lg.jp/>